

県民の皆様からいただいた御意見に対する  
県の考え方について  
(新たな沖縄振興のための制度提言(中間報告))



令和3年4月  
沖 縄 県

# 1 県民意見の募集期間及び募集方法について

## (1) 募集案件

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）

## (2) 募集期間

令和2年11月13日（金）から令和2年12月25日（金）

※募集期間の期限を当初の令和2年12月14日（金）から12月25日（金）まで延長しました。

## (3) 資料の閲覧場所

募集期間中、以下の場所（又はWEB）に資料を備え置きました。

ア 沖縄県ホームページ

イ 沖縄県企画部企画調整課（沖縄県庁7階）

ウ 沖縄県行政情報センター（沖縄県庁2階）

エ 沖縄県宮古行政情報コーナー（沖縄県宮古合同庁舎1階）

オ 沖縄県八重山行政情報コーナー（沖縄県八重山合同庁舎1階）

※ 現在は、以下の沖縄県ホームページへの掲載のみで、上記イからオの庁舎では資料の配付はしていません。

（掲載場所：沖縄県企画部企画調整課ホームページ）

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/chosei/seidoteigentyukan.html>

## (4) 意見の提出方法

電子申請、電子メール、FAX及び郵送により受け付けました。

## 2 県民意見の募集結果について

募集期間内に49名（又は団体）から71件の御意見をいただき、「総論部分に対する御意見」は2件、「各個別制度に対する御意見」は58件、「その他の御意見」11件となっております。

### (1) 総論部分に対する御意見 2件 ※括弧書きの数字は6ページ以降の「御意見No」に対応

- ア 新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）とアジア経済戦略構想との関係【17】
- イ 提案制度の必要性と優先順位付けを求める御意見【35】

### (2) 個別制度に対する御意見 58件

新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）に掲載の118制度のうち、18制度に対して、58件の御意見をいただきました。

NO	制度名	6ページ以降の「御意見No」
1	沖縄らしい風景づくり制度	【2】
2	沖縄型農業共済・耐候性施設導入整備支援制度	【4】 【27】
3	島しょ県における産業動物獣医療提供体制整備	【5】
4	農山漁村地域振興制度	【6】
5	エネルギー安定供給支援制度	【7】 【10】 【14】 【16】 【24】

NO	制 度 名	6 ページ以降の 「御意見No」
6	電力の安定的かつ適正な供給の確保に係る措置	【9】 【13】 【15】 【30】 【32】
7	島しょ地域の特性を踏まえた持続可能な循環型社会の構築	【12】
8	島しょ型スマートモビリティ推進制度	【18】
9	産業高度化・事業拡大促進地域	【19】 【25】
10	特定求職者雇用開発助成金における「沖縄若年者正規雇用促進コース（仮称）の創設	【20】
11	沖縄の子どもの未来を創造する総合支援制度	【22】
12	沖縄らしいSDGs推進特区	【23】
13	観光地形成促進地域制度の継続・拡充	【26】
14	地球温暖化対策の更なる推進（革新的技術の導入拡大及び電気自動車の普及拡大への支援措置）	【29】 【43】
15	駐留軍活動への環境管理対策の強化	【33】 【38】
16	跡地利用推進法の延長及び改正	【34】 【42】
17	自然環境の保全再生支援制度	【36】
18	国立自然史博物館の設立	【37】

### (3) その他の御意見 11件

今回の「新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）」に掲載した制度に対する御意見以外にも次の御意見をいただいております。

NO	御意見の概要	6ページ以降の「御意見No」
1	環境保全に関する制度創設	【1】
2	沖縄の伝統的技法で製造された県産資材に関する制度創設	【3】
3	バイオメタン発酵発電の導入により地球温暖化抑制と地域農業振興を促進する制度創設	【8】
4	沖縄本島北部地域と中南部地域の森林を繋ぐ計画策定とその実現のための制度創設	【11】
5	製造業の振興による県経済の発展	【21】
6	持続可能な地下資源開発推進に向けた包括的支援制度の創設	【28】
7	沖縄独自の自動車検査制度の創設	【31】
8	観光産業振興に関する制度への御意見	【39】
9	「平和」に関する制度の創設	【40】
10	廃食油を原料とした発電事業の固定価格の改定・増額	【41】
11	商品開発及び物流に関する支援制度の創設	【44】

### 3 いただいた御意見に対する「県の考え方」について

県民の皆様から提出いただいた御意見については、県の担当部局において、次の①から④に対応を分類し、それぞれ具体的な「県の考え方」を作成しております。

#### 【分類】

- ① 現在要望している制度に文言等を新たに反映。  
県民の皆様からいただいた御意見をもとに、新たに制度を追加する場合。
- ② 要望している制度に既に反映又は趣旨が盛り込まれている。  
「新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）」に掲載されている制度で対応する場合。
- ③ 制度要望は行わず新たな振興計画での対応を検討。  
県民の皆様からいただいた御意見をもとに新たな振興計画への反映を検討する場合。
- ④ その他  
上記①から③に該当しない場合。

## 新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）への県民意見に対する県の考え方

- 1 提出いただきました御意見を担当部局に送付し、県の考え方を取りまとめております。なお、本資料の「御意見・内容 欄」には、全文ではなく御意見の趣旨を掲載しております。
- 2 趣旨が同じ御意見については、重複の掲載をさけ、「御意見・内容 欄」に 「他同様の趣旨の御意見〇件」と記載しています。

御意見				御意見に対する県の考え方		
No	項目	制度名	内容	対応区分	県の考え方	担当部局名
1	Ⅲその他	—	<p>環境保全に新たな制度提言を提案致します。</p> <p><b>【提言する制度名】</b> OISTとの協定による連携の強化</p> <p><b>【制度概要】</b> 沖縄県及び市町村において、学術研究及び人材育成の振興に寄与するため、自然史の分野等で相互に連携・協力することを目的とする。</p> <p>OISTとの協定を締結し、協定に基づき、県や市町村が環境調査等を実施した場合における、その経費に対する国の財政支援。</p> <p>沖縄県及び市町村において、上記のOISTとの学術研究及び人材育成に係る相互連携・協力協定締結を奨励・推進し、全県的な連携・協力体制の構築を図る。</p> <p><b>【現状・課題】</b> 沖縄県及び市町村では、地域の多様な生物・生態系や自然遺産を含む自然に囲まれた環境の保全への取り組み、教育の充実を図るべき組織・人材が脆弱であり体制の強化・構築が急務。</p> <p>沖縄県全域の自然環境の保全は、基幹産業として持続可能である観光との連携・相乗効果等が期待される重要な観光資源であるが、上記の通り地域の体制が脆</p>	②要望している制度に既に反映又は趣旨が盛り込まれている。	<p>サンゴ礁、藻場、干潟等の保全、希少動植物の保護、外来種対策等の自然環境の保全の取組を実施するため「自然環境の保全再生支援制度」の創設を求めています。</p> <p>沖縄の自然環境の保全や世界自然遺産登録を目指すうえで沖縄科学技術大学院大学（以下、「OIST」という。）との連携・協力を進めることは必要であり、その取組を推進していきたいと考えております。</p> <p>なお、本制度は市町村も対象となることから、OISTと市町村との連携が進むものと考えております。</p>	環境部

		<p>弱となっており、県経済にとっても、将来的な自然環境の保全が喫緊の課題。</p> <p>【必要性】</p> <p>沖縄市は、自然史の分野で相互に連携・協力し共同の調査・研究等を行う事を目的としているが、OISTに比較して調査・研究に必要な財政面や組織の人員数で明らかに不足しており国の財政支援を明確にする必要がある。</p> <p>沖縄県及び各市町村の連携・協力が不可欠であり、沖縄市の協定を先例として、県および市町村においてOISTとの協定締結の受け皿となる組織体制の構築を推進し、必要な国の財政支援を明確にする必要がある。</p>			
2	II 制度提言 (P8~P224)	<p>沖縄らしい風景づくり制度</p> <p>県内では首里城を中心とする那覇市の景観条例が施行され県内でいち早く景観形成を成し遂げています。浦添市では仲間地区浦添グスク・ようどれを中心とする景観条例施行で住宅建築と関連工事への赤瓦補助金を交付しております。各市町村にも普及しつつありますので、沖縄らしい風景として赤い屋根瓦に白い漆喰塗りの屋根にシーサーが置かれた風情は南郷、オキナワを実感するでしょう。21世紀ビジョンにも赤瓦を推進すると謳っております。しかし、近年は県営高層住宅・公共施設等に沖縄赤瓦の使用が減少しておりますのでご使用いただきますようお願いいたします。</p>	<p>②要望している制度に既に反映又は趣旨が盛り込まれている。</p>	<p>県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画において「沖縄らしい風景づくり」を基本施策として位置づけており、赤瓦は、沖縄の風景を構成する景観素材のひとつです。県土木建築部の景観評価システムでは、公共事業の設計段階において、色彩や素材が周辺景観との調和に配慮されているかを確認することとしており、地域の特性を引き出す風土に見合った素材を用いることで、味わいのある沖縄らしい景観とすることができると考えております。</p> <p>赤瓦をはじめ、石積や石張等、沖縄の風景を構成する景観素材の使用に際し、一部の市町村において街並み環境整備事業やソフト交付金等を活用した助成を行っており、今後も市町村や関係機関と連携して活用を図っていきたいと考えております。</p> <p>制度提言では、市町村が景観形成を推進する地区において、住民や企業等が取り組む景観形成（赤瓦、石積、石張、緑化、無電柱化、夜景に配慮した照明等）に対する国の財政支援の創設を要望しております。</p> <p>また、県営住宅における赤瓦の使用については、台風襲来時の強</p>	土木建築部



					風や破損時の飛来および落下による危険性が懸念されることや維持管理の観点から、高層部での赤瓦の設置を実施しておらず、低層部等危険性の低い箇所に赤瓦を配置するよう計画しています。今後の工事においても、必要に応じて沖縄赤瓦の使用を検討します。	
3	Ⅲその他	—	<p>【沖縄の伝統的技法で製造された県産資材に関する特別措置の創設】</p> <p>沖縄県内では世界遺産登録が首里城跡地他8カ所ありますので、係る周辺複合施外構付帯事業について沖縄赤瓦を使用いただくことをお願いします。</p> <p>また、手作り瓦をはじめとした沖縄の伝統的技法で製造された県産資材の普及・継承のための支援（原料・道具の調達、人材育成等）に関する特別措置の創設を望みます。</p>	④その他	<p>公園内に「琉球王国のグスクおよび関連遺産群」が所在する首里城公園および中城公園に係る公園施設整備においては、歴史景観に配慮し、必要に応じて沖縄赤瓦の使用を検討します。</p> <p>また、県では、県内の赤瓦製造事業者に対して、技術相談や依頼試験などの技術支援を実施しており、共同研究においては、原料配合や焼成条件などに関する研究を行っております。引き続き、新たな振興計画においても、赤瓦製造事業者の支援に取り組んで参ります。</p>	土木建築部 商工労働部
4	Ⅱ制度提言 (P8～P224)	沖縄型農業共済・耐候性施設導入整備支援制度	<p>実際に被害にあった農家は「補償と掛金が割に合わない」、「修繕対応が不十分（被害箇所のみ修繕）」などに不満があり一時的に新規加入しても、継続する人が少ないと感じる。（特約等があれば削除。）</p> <p>加入者と継続者を増やすため農家の負担を軽減させることが必要である。</p> <p><u>他同様の趣旨の御意見 1件</u></p>	②要望している制度に既に反映又は趣旨が盛り込まれている。	<p>農業共済の掛金率は過去の被害率を基に設定されることから、台風等の影響による農業被害が多い沖縄県の農家は、全国と比べて高額な共済掛金を支払わなければならない、加入率が低迷しております。</p> <p>農家の負担を軽減するため、農業共済掛金に対する国庫負担割合を引き上げるよう要望して参ります。</p>	農林水産部
5	Ⅱ制度提言 (P8～P224)	島しょ県における産業動物	<p>獣医師不足の課題は、国の財政支援を受け十分な対応（費用など）を行ってほしい。</p>	②要望している制度に既に反映又	<p>島しょ県での円滑な家畜診療を行うため、引き続き制度創設に向け取り組んで参ります。</p>	農林水産部

		獣医療提供体制整備	他同様の趣旨の御意見 9件	は趣旨が盛り込まれている。		
6	II 制度提言 (P8~P224)	農山漁村地域振興制度	<p>新たな交付金新設の要望</p> <p>沖縄県の離島地域は、我が国の領海、排他的経済水域の保持と防衛の面で大きく貢献している。その離島地域にとって農業は、経済・社会の維持と島民生活を支える重要な基盤である。</p> <p>しかし、これまで離島地域の農業を支えてきた市町村及びJA等の財政難、経営悪化等により、離島農業を支える力が弱体化しており、今後、離島地域の農業を守っていくことが難しくなることが懸念される。</p> <p>農業が衰退すれば、人口減少に拍車がかかり、経済・社会の崩壊を招き、領海や排他的経済水域の維持、防衛、観光振興等における離島地域の役割を果たすことができなくなることが危惧される。</p> <p>このような状況を踏まえて、県が制度提言する「農山漁村地域振興制度」に、次のとおり新たな交付金の新設を要望したい。</p> <p>1 名称：「沖縄離島地域農業振興交付金（仮称）」</p> <p>2 交付金のイメージ</p> <p>(1) 交付要件（以下2項目該当必要）</p> <p>①離島市町村長が離島の農業を守るとともに、島民生活の安定と経済・社会の維持を図る上で必要と判断した取組み</p> <p>②一括交付金等の既存事業での対応が不可か又は予算枠の関係で十分な対応ができない取組み</p> <p>(2) 交付対象取組事例（想定案）</p> <p>①多額の補助事業費を要する製糖工場、冷蔵保管施設</p>	④その他	<p>提案する農山漁村地域振興制度は、新たに策定された食料・農業・農村基本計画等に照らし、持続可能な農山漁村地域の発展に向けて、農林水産物及びその加工品、すなわち地域特産物を活用した地域住民の所得機会を創出していくため、市町村の総合的な取り組みを応援するものとなっています。</p> <p>基本的な枠組みとして、農山漁村地域に該当する市町村は、選択した地域特産物に関する生産振興から域内消費、域外販売までの計画と、観光客や修学旅行生などの域外住民を取り込む農山漁村ツーリズムの推進に関する計画を策定し、国及び県が、これの実現に向けて必要な財政的支援を行うことを求める内容となっております。</p> <p>○多額の事業費を要する施設整備及び整備後の支援について</p> <p>多くの県内分蜜糖製糖工場については、老朽化が進んでおり、操業トラブルによる操業停止及びさとうきびの安定的な買入が懸念されていますが、新たな工場建設にかかる費用は極めて高額であり、既存の設備更新等に係る補助事業では対応が困難であると認識しております。県としましては、離島地域を含めた、さとうきび生産者の所得確保や製糖事業者の経営安定を継続的に支えるとともに、地域産業の活性化を図るため、高機能製糖施設整備及び糖業副産物高度総合活用施設整備に係る財政支援を創設する「新たな沖縄糖業高度化推進制度」を要望しております。</p> <p>食肉センター等基幹施設の整備について、県では、流通合理化計画に基づき実施することとしております。食肉センターは、広域的に利用される施設であることから、整備に係る負担金の充当については、地元の負担が大きいことなどを勘案し、検討したいと考えております。また、施設の運営には、と畜頭数の確保が重要であるこ</p>	農林水産部

及び食肉センター等基幹施設の整備に係る地元負担金  
充当及び整備後の施設運営費の支援

②農産物（黒糖含む）の販売額価格が著しく下落した  
際の損失補填

③農業従事者の人材確保に必要な経費の支援

とから、畜産の生産振興や畜産物輸出の強化等に取り組んで参りま  
す。

○農産物の販売価格が下落した際の補填について

県内の含蜜糖については、「砂糖及びでん粉の価格調整に関する  
法律」に基づく価格保証及び全量買取がされておらず、市場環境の  
変化により、黒糖の販売が滞ると、事業者の収益に大きく影響し、  
不安定な経営が強いられていることと認識しております。

県としましては、基金創設や生産者及び製造事業者向け交付金、  
保管調整用黒糖の買い上げ等気象災害や景況等に左右されない含蜜  
糖にかかる支援制度として「沖縄産含蜜糖生産振興支援制度」を要  
望しているところです。

農産物の販売額の著しい低下対策としましては、品目の枠にとら  
われず、農業者が自ら生産する農産物の販売収入全体を対象とする  
「収入保険制度」があります。当制度は、自然災害だけでなく、農  
産物の需要低迷や農産物の価格低下、病気、ケガで収穫できない場  
合など、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償す  
るものであります。なお、収入を正確に把握する必要がありますこと  
から、青色申告が加入要件とされていますが、「簡易な方式」による  
青色申告も対象としており、県の普及機関やJA等が連携し、白色  
申告者を対象とした簿記記帳等の指導により、収入保険の加入促進  
を図っているところであります。

野菜の販売価格が下落した際の価格補填として、国の制度である  
「指定野菜価格安定対策事業」、「特定野菜等供給産地育成価格差  
補給事業」、県単独事業の「重要野菜価格安定対策事業」の3事業  
があり、共同出荷した野菜の販売価格が、基準額を下回るような価  
格になった場合、その価格差について国、県、市町村、生産者等で  
予め造成した資金より補給金を給付しています。県としましては、  
引き続き野菜農家の経営安定対策に取り組んでまいります。

畜産物の経営安定化対策としましては、農畜産業振興機構により

				<p>子牛、牛肉、豚肉、鶏卵等の価格が著しく低下した際に、損失補てんする事業が実施されており、県では、生産者積立金の一部の補給などを行っております。</p> <p>県としましては、引き続き畜産業の経営安定化対策に取り組んで参ります。</p> <p>○農業従事者の人材確保に必要な経費の支援について</p> <p>離島地域では、離島の特色を活かした産業の振興に取り組み、若者が定着できる魅力ある就業の場を確保することが重要と考えております。制度要望を検討している「沖縄型農業水産業労働力確保対策基金制度（農業）」では、新規就農者に対し、農業機械等の整備支援策に加え、新たに県外等から移住したい新規就農者や外国農業人材等の住居確保支援等について検討中のところであります。</p>	
7	II 制度提言 (P8～P224)	エネルギー安定供給支援制度	<p>LNGの陸上輸送には特殊車両が必要であり、サテライト建設や埋設導管延長も費用対効果等で限りがあり、利用できる事業者やエリア拡大は大きく望めない。一部の事業者又は利用者が、その制度の恩恵を受けることは公平性を欠く。離島地域では、なお利用が困難と思われる。国のエネルギー基本計画で「LPガスは化石燃料の中で温室効果ガスの排出が比較的安く、災害時ではエネルギー供給の最後の砦」と示されている。沖縄県でのLNG受け入れ可能な施設は一箇所のみで災害時等では脆弱である。離島地域においてはLPガス以外他の化石燃料の輸送にかかる運賃補助には揮発油税軽減分の一部が使われており、公平さを欠いている。等々の観点から、エネルギー安定供給支援として、「LPガスも同様に石油石炭税を免除する。」を盛り込んだ制度提言にすることを要望する。</p>	<p>①現在要望している制度に文言等を新たに反映。</p> <p>天然ガスについては、国のエネルギー基本計画において、産業分野における天然ガスシフトを着実に促進する方向性が示されており、また、本県の天然ガスの一次エネルギー供給割合は国の目指す2030年エネルギー政策目標に届いていないことから、本県においても全国に比べ遅れている天然ガスシフトを推進することを考えています。</p> <p>LPガスについては、国のエネルギー基本計画において、備蓄の着実な実施や中核充填所の設備強化など供給体制の強靱化を進める方向性が示されていることから、供給体制の強靱化に繋がる設備導入の支援を制度に盛り込みます。</p>	商工労働部

		他同様の趣旨の御意見 17件			
8	Ⅲその他	<p>一</p> <p>バイオメタン発酵発電の導入で地球温暖化抑制と耕畜連携による高度集約型サトウキビ輪間作による地域農業振興を促進する制度の創設</p> <p>1. バイオメタン発酵ガス発電施設による自然と地域社会の循環型農業の形成。</p> <p>2. 地域社会や畜産業、農業生産から生じる廃棄物等を有償利用し、農家経済を向上させる。</p> <p>3. 発電の残渣物である堆肥・液肥・廃熱の利用によるサトウキビ輪間作による高度集約的土地利用型農業を推進し、地域農業の振興を図る。</p> <p>4. このような地域農業の振興を図る技術と地域農業の組織化（地域集落営農組織、地域農業生産法人）は、可能であるが、バイオメタン発酵発電施設の導入にかかる資金借入に要する自己資本の対応に苦労している。そのため、一括交付金による貸付枠を設定し、地域経済並びに農家経済の振興を促進ための自己資本増強のための一括交付金の貸付制度の設立を要望する。</p> <p>5. 沖縄農業の基幹作物であるサトウキビやパイナップル等の熱帯作物の生産振興を図るためには、有機物や廃熱利用による育苗システムの整備等、農業技術の高度化を図る必要がある。そのためは、一括交付金による貸し付け枠を設定し、地域経済並びに農家経済の振興を促進するための自己資金増強制度の設立を強く要望いたします。</p> <p>6. バイオメタン発電に関連する地域農業の組織化にかかる生産設備の装備についても、農林水産省等による高率補助事業を要望する。</p>	③制度要望 は行わず新たな振興計画での対応を検討。	<p>ご意見のありましたバイオマス発電等の導入による分散型エネルギーシステムの構築や、廃棄物の利用促進、多様な経営の組み合わせによる複合経営モデルによる農村地域の所得の向上・地域内の循環による経済拡大については、全国的な課題として、令和2年3月に策定された国の食料・農業・農村基本計画「3. 農村の振興に関する施策」において明記され、各種支援策が講じられております。</p> <p>県としましては、新たな振興計画において、バイオマスの利活用等の再生可能エネルギーの位置づけについて検討してまいります。</p>	農林水産部

9	II 制度提 言 (P8~P 224)	電力の安 定的かつ 適正な供 給の確保 にかかる 措置	<p>(1) 沖縄電力株式会社が電気供給の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準額の特例措置(固定資産の課税標準を2/3)について 沖縄電力に限らず、沖縄県内において電気事業を行うすべての事業者の電気供給の用に供する償却資産に、沖縄電力と同じ特例措置を講じる(拡充)。ただし沖縄電力も含め化石燃料による電気事業にかかる電気供給の用に供する償却資産には適用しない。(対象の拡充・脱炭素への取り組み強化)</p> <p>(2) 引取りに係る沖縄発電用特石炭等の石油石炭税の免税。(発電に要する石炭、液化天然ガスの引取りに係る税の免除)について ただちに本条項は廃止し、他県と同様に「課税」すべきである。</p>	④その他	<p>沖縄県の構造的不利性は解消されておらず、県内の離島における電気の安定供給およびユニバーサルサービスの提供を義務付けられているのは沖縄電力株式会社のみであり、そのために設備投資を行っている沖縄電力株式会社を対象とし、電気の安定供給に資する設備を全て対象としております。</p> <p>石油石炭税の免税分については、電気料金を設定する原価から控除されており、県民への電気の安定供給かつ適正な供給に寄与する制度となっております。</p> <p>県では、現在策定中の「沖縄県エネルギービジョン2020(仮称)」において、有識者も交え再生可能エネルギーの導入拡大を促進する方向で議論しているところですが、施設整備に時間を要すること、また、安定供給の観点からも、現時点では、石炭やLNGに頼らざるを得ない状況であり、電気料金の上昇抑制のためにも、当面の間は必要な制度と考えております。</p>	商工労働部
10	II 制度提 言 (P8~P 224)	エネ ルギー安 定供給支 援制度	<p>1. 沖縄振興特別措置法へ「ガスの安定的かつ適正な供給の確保」に関する規定を追加する。【新規】 ⇒ 本条項は削除する。(規定の追加は行うべきではない。)</p> <p>2. 再生可能エネルギー活用設備、蓄電池設備(民生用含む)、LNG供給設備等の導入に対して国の財政支援を創設するとともに、事業の用に供した初年度分の固定資産税を軽減する措置(課税標準2/3)、並びに、軽減措置による減収相当額を普通交付税で補てんする措置を創設する。【新規】 ⇒ 「LNG供給設備等の導入」にかかる措置はすべて削除する。</p> <p>3. 風力発電に設備設置に関する基準(設計風力基準風速分布)を緩和する、または、可倒式タイプ等の局</p>	①現在要望 している制 度に文言等 を新たに反 映。	<p>1、2、4のご意見に関して、天然ガスについては、国のエネルギー基本計画において、産業分野における天然ガスシフトを着実に促進する方向性が示されており、また、本県の天然ガスの一次エネルギー供給割合は国の目指す2030年エネルギー政策目標に届いていないことから、本県においても全国に比べ遅れている天然ガスシフトを推進することを考えています。</p> <p>3のご意見に関して、本提言は制度提言後に国において安全基準等に関して十分な議論がなされた上で措置の可否が決定されると認識しております。本県の再生可能エネルギー導入拡大には、風力の活用は不可欠であることから、安全面を配慮しつつ国及び関係機関と調整して参ります。</p>	商工労働部



		<p>地風速を受けない対策を実施した場合の審査基準を創設する。【新規】</p> <p>⇒ 【付帯意見】沖縄県は台風常襲地帯である。風力発電等の巨大施設の安全基準についてはより慎重になるべきである。気象条件が類似した奄美諸島を管轄する鹿児島県と調整のうえ、共同で制度改正を行うのが望ましいと考える。</p> <p>4. ガス事業分のLNGにかかる石油石炭税を免除する。【新規】</p> <p>⇒ 全面的に削除する。</p>			
11	Ⅲその他	<p>一 沖縄本島北部地域と中南部地域の森林を繋ぐ計画と実施について</p> <p>中南部地域の森林は、先の大戦により焦土となり、現状でも荒廃原野が多く存在しており、生物の多様性が極めて低い地域となっている。一方、北部地域の森林には、貴重な動植物が生息しているが、生息区域の狭隘さが課題となっている。</p> <p>このため、貴重な動植物の多様性の保全と生息区域の確保のため、中南部の森林地域と北部地域を繋ぐ計画と実施が必要である。</p> <p>これを実行していくためには、国の財政支援が必要であるが、新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）上で当該内容が確認できないため、制度提言の追加を要望する。</p>	<p>①現在要望している制度に文言等を新たに反映。</p> <p>③制度要望は行わず新たな振興計画での対応を検討。</p>	<p>環境部では、生物多様性保全の観点から、在来種の活用や緑地の連続的な配置などを推奨し、そのノウハウを普及啓発することを目的とし、令和2年3月に「沖縄県緑の回廊形成ガイドライン」を策定しました。</p> <p>森林整備や公園整備など、各緑化関係部局において、各々の事業目的に沿って緑地整備事業が実施されておりますが、積極的に緑の回廊形成を図っていくためには、これらの事業を補完する緑化の取組が必要と考えております。このことから、現在要望している制度「花と緑あふれる緑化対策強化支援制度」に文言等を新たに反映させ、緑の回廊形成に必要な財政支援を求めていきたいと考えております。</p> <p>森林は、木材生産や水源涵養、土砂流出防止等の多面的機能を有しており、これらの機能を高度に発揮するためには、森林を適切に管理することが重要だと考えております。</p> <p>このため県では、森林整備事業（補助率7/10、他府県1/2）を活用して森林整備を促進しており、木材資源の充実等を図っているところです。</p> <p>また、森林の所有形態が零細で既存の森林整備事業が活用でき</p>	<p>環境部</p> <p>農林水産部</p>

					ず、ススキ、ギンネム林等、荒廃原野の復旧が課題だった中南部地域の私有林等については、平成31年4月より新たに創設された森林経営管理制度と森林環境譲与税を活用し、荒廃原野の森林への早期復旧に向け、関係市町村等と連携して積極的な森林整備に取り組むこととしております。	
12	II 制度提言 (P8~P224)	島しょ地域の特性を踏まえた持続可能な循環型社会の構築	太陽光パネル等のリサイクルまで考慮されており、再生可能エネルギーを長期的な目線で考えた非常に効果的な制度と思料します。循環型社会の構築に向けて、現在沖縄県でも進めている「沖縄県エネルギービジョン2020（仮称）」からの提言も踏まえつつ、各自治体でもエネルギーを踏まえたアクションプランなどの設計が必要になると思料します。 つきましては、よりよい循環型社会構築のための上記エネルギービジョンをより実現的なアクションにつなげるために、基礎自治体レベルでの「市町村によるエネルギーアクションプラン等の策定支援に関する施策」も制度に入れてはいかがでしょうか。	②要望している制度に既に反映又は趣旨が盛り込まれている。	市町村によるエネルギーアクションプラン等の策定支援に関しては、「エネルギー安定供給支援制度」に再生可能エネルギー活用に向けた事業計画の策定等の財政支援を盛り込みます。	環境部 商工労働部
13	II 制度提言 (P8~P224)	電力の安定的かつ適正な供給の確保に係る措置	沖縄において電気料金の本土並み料金を確保するために、電気供給の元となる発電設備の大半を占める石炭設備への石油石炭税の免税措置は当然必要な制度と思料します。ただ、政府が打ち出している2050年までの二酸化炭素実質ゼロ社会実現に向けて、非効率石炭火力のフェードアウトの議論や再エネのより一層の導入拡大を踏まえると、長期的には石炭燃料に頼らない電力の安定供給体制の構築が必要となります。 ついては、二酸化炭素削減に有効的とされる火力発電に係る再エネ由来の水素やアンモニア混焼発電への支援制度の創設も加えることはいかがでしょうか。	②要望している制度に既に反映又は趣旨が盛り込まれている。	別途、要望している「エネルギー安定供給支援制度」において、再生可能エネルギー由来の水素・アンモニア混焼設備も含めた再生可能エネルギーの活用設備に関する支援内容を盛り込んでおります。	商工労働部



14	II 制度提言 (P8~P224)	エネルギー安定供給支援制度	<p>系統規模が本土と比較して小さい沖縄においては、いかに系統を安定させるため、より一層再生可能エネルギー活用設備を導入するかが肝要になっております。そのための、蓄電池設備の導入促進に資する補助施策及び風力発電設備の基準緩和はとても効果的と考えます。より良い再生可能エネルギーの導入に向けた県としての姿勢とアクションが、より多くの事業者が協力的に沖縄独自のエネルギーミックス実現に向けた取り組みを支援することにつながると思料し、弊社としまして、他地域で取り組みのある再生可能エネルギーと蓄電池を組み合わせたシステムを、沖縄に合う形で導入できるよう検討を進めているところです。</p> <p>さらに、沖縄独自のエネルギーミックスを実現し、日本及び世界へ発信できる環境にやさしい循環型社会の実現につなげるために、マイクログリッドのような分散型電源を促進する計画作成への支援制度については、政府も力を入れているところであり、県としても支援制度を設けてはいかがでしょうか。</p> <p>また、沖縄においては本土のような大規模太陽光発電所の導入が土地確保等のハードルが高く進まないことを鑑み、カーポート活用型や営農型発電（ソーラーシェアリング）の導入支援や、基地跡地を活用したエネルギーシステムの構築等の支援策の設置も有効かと思料します。</p>	②要望している制度に既に反映又は趣旨が盛り込まれている。	<p>マイクログリッドのような分散型電源を促進する計画作成への支援制度に関しては、本制度提言に再生可能エネルギー活用に向けた事業計画の策定等の財政支援を盛り込みます。</p> <p>また、カーポート活用型や営農型発電（ソーラーシェアリング）の導入支援や、基地跡地を活用したエネルギーシステムの構築等の支援に関しては、本制度提言に盛り込んでいる再生可能エネルギー活用設備の財政支援を活用できると考えています。</p>	商工労働部
15	II 制度提言 (P8~P224)	電力の安定的かつ適正な供給の確保	<p>「化石燃料に頼らざるを得ない」について意見を述べます。学識経験者等の解説では、太陽光発電システムの設置費用は、10年前と比較して約10分の1程度まで低額となっております。また沖縄県内では、市街化</p>	②要望している制度に既に反映又は趣旨が盛	<p>別途、要望している「エネルギー安定供給支援制度」において、太陽光発電等も含めた再生可能エネルギーの活用設備に関する支援内容があり、各事業者における再生可能エネルギー拡大を推進する制度を盛り込んでおります。</p>	商工労働部

		に係る措置	調整区域が多く面積を占めており、そこを利用して各事業者が太陽光又はバイオマス発電等の事業を実施すれば、現在高止まりしている電気料金も低くなり、製造業者等及び県民の負担も軽減されます。	り込まれている。		
16	II 制度提言 (P8～P224)	エネルギー安定供給支援制度	「送電網への接続容量の制約により、太陽光電源の接続可能量が上限近くに達しており、再生可能エネルギーの導入拡大の障壁となっている」について意見を述べます。政府が今後計画している送電網の増強により、懸念は解消されます。昨年大型台風が関東地方に襲来し、送電線が機能不全となりました。今後政府が計画している安価な蓄電池の研究開発が進展すれば、送電線を使用することなく、停電の危険性は低くなります。	④その他	電力の安定供給や再生可能エネルギーの導入拡大には、蓄電池の活用が不可欠であると認識しております。 再生可能エネルギーの活用設備（蓄電池設備を含む）の導入や計画策定に係る支援に関しては、本制度提言に財政支援を盛り込みます。	商工労働部
17	I 総論 (P1～P6)	—	21世紀ビジョン基本計画の期間中に、沖縄県アジア経済戦略構想が策定され、沖縄とアジア地域の経済交流、産業振興に向けた基本的な指針が示され、5つの重点戦略が定められているが、中間報告でどのように位置づけられているか。特に「V沖縄からアジアへのつながる新たなものづくり産業の推進」を引き継ぐ具体的制度提言が見当たらない。	③制度要望は行わず新たな振興計画での対応を検討。	「新沖縄発展戦略」において、沖縄を日本経済再生のフロントランナーとして発展させるため、新たなものづくりや高次元のニーズに対応する、「アジア市場に展開する新たな産業の集積」や「新技術・イノベーションへの対応」を掲げております。 県としては、アジア経済戦略構想を推進しつつ、アジアとの経済交流の重要性を掲げる「新沖縄発展戦略」を踏まえた、新たな振興計画の策定を進めて参ります。	商工労働部
18	II 制度提言 (P8～P224)	島しょ型スマートモビリティ推進制度	「キックボード等の公道走行」を「キックボードや電動カート等の公道走行」とすべき。交通弱者の移動手段や観光施設での移動などに低速の電気自動車など専用車両の普及が見込まれ、うるま市や南城市等で実証実験が実施中。その際GSM等ナンバー付き車両が公道走行には必須。様々な場面で一定人数の輸送・移動に対するニーズがあることから、開発中の車両などで	②要望している制度に既に反映又は趣旨が盛り込まれている。	電動キックボード等の新モビリティについては、道路空間の活用観点から多様なモビリティが利用できるような制度提言して参ります。 また、提案している制度につきましては、離島や過疎地域及び観光地等において交通弱者や観光客の交通の利便性向上を目的に、自動運転移動サービスの導入を制度提言して参ります。	土木建築部

			も公道走行を可能とする規制緩和の実施が望ましい。			
19	Ⅱ 制度提言 (P8～P224)	産業高度化・事業拡大促進地域	本制度の「必要性」で、「サポーターティング産業の・・・税制優遇措置の拡充」とあります。一方で総点検報告書p. 211の「課題」では、「素形材産業振興施設を・・・体制を構築する必要がある」とあるが具体的な体制構築や施策が本制度には掲げられていない。製造業の振興にあたっては、企業の製品開発、生産性向上など生産体制構築、企業の連携を促す仕組み・体制が必要なので、そのような体制構築や施策を掲載することが重要。	③制度要望は行わず新たな振興計画での対応を検討。	県では、素形材産業振興施設にサポーターティング産業の集積を図るほか、県内製造業の製品開発や生産性向上の支援、県産工業製品の販路拡大や県内製造業のマッチングの促進など、総合的な施策を通して、製造業の振興を図っております。 引き続き、これらの取組を推進するとともに、新たな振興計画においても、ものづくり産業の高度化に向けて各種施策に取り組んで参ります。	商工労働部
20	Ⅱ 制度提言 (P8～P224)	特定求職者雇用開発助成金における「沖縄若年者正規雇用促進コース (仮称) の創設	若年者のキャリア形成に加え、35歳以上の中堅人材に対しても、自身のキャリア構築に対する支援・機会の提供や、リカレント教育の場の提供などを創設し、人生100年時代に対応したキャリア形成を推進すべき。	③制度要望は行わず新たな振興計画での対応を検討。	「35歳以上の中堅人材に対しても、自身のキャリア構築に対する支援・機会の提供や、リカレント教育の場の提供などを創設」につきましては、国において大学や専修学校等における社会人向け講座の認定制度や受講料等の教育訓練給付金制度があり、企業に対しては長期教育訓練休暇制度への助成等の支援制度があります。 また、現沖縄振興計画においては、公共職業訓練における在職者訓練を実施するなど、社会人の学び直しを支援しており、新たな振興計画においても継続して行うこととしております。	商工労働部
21	Ⅲ その他	—	アジア経済戦略ではものづくり産業の推進が重点戦略に掲げられ、総点検でもサポーターティング産業の振興が謳われている。県内製造業は、多種多様な業種が増加してきており、製造業の構成は大きく変化し、またデジタルエンジニアリング技術やDXが進展し、県外とも競争できる企業が増えてきていることから、従来の労働集約型の製造業だけでなく、知識 (技術) 集約型	③制度要望は行わず新たな振興計画での対応を検討。	「新沖縄発展戦略」において、沖縄を日本経済再生のフロントランナーとして発展させるため、新たなものづくりや高次元のニーズに対応する、「アジア市場に展開する新たな産業の集積」や「新技術・イノベーションへの対応」を掲げており、知識 (技術) 集約型の製造業への取組は大切であると考えております。 これらの考えを踏まえ、新たな振興計画においても、ものづくり産業の高度化に向けて、各種施策に取り組んで参ります。	商工労働部

			の製造業を振興することで、県経済の発展に寄与すると考えている。			
22	II 制度提 言 (P8～P 224)	沖縄の子 どもの未 来を創造 する総合 支援制度	<p>(1) P46の「子育て・福祉」の項目の「現状・課題」について「■本県の子どもの貧困率は29.9%で～」としているが、現在は若干改善されて、本県の相対的貧困率は「約25%」ではないでしょうか？</p> <p>(2) P46の「子育て・福祉」の項目の「現状・課題」の内容について、課題として「全小中学区の約6割で子供の居場所が設置されていないなどの課題も残っている。」としており、箱としての居場所の設置が不十分であることを主眼に書かれているが、箱としての居場所ではなく箱が無くてもコミュニティーとしての居場所で生活支援などを行っている居場所（例えば青年会など）もある。居場所は箱に限らず人やコミュニティーであったりもすることから、対象児童等へ直接関わる人材を確保するための支援に拡充する必要がある。</p> <p>具体的には、国の「沖縄子どもの貧困緊急対策事業」で実施している現在の支援員は、子ども食堂や学習支援の居場所を設置するために仲介役・アドバイザーの役が主となっている。このような支援員も引き続き必要ではあるが、現場において今一番必要とされているのは、直接児童生徒と関わる事が出来るような支援員の配置もしくは現支援員の役割の範囲を拡充することである。よって、「現状・課題」これらの現状・課題を追記していただくとともに、制度概要に政策を反映した表現にしていきたいです。</p> <p>(3) 沖縄子どもの貧困問題は、単なる相対的貧困のみならず、孤立や遊び型非行とも密接に関係しているこ</p>	②要望している制度に既に反映又は趣旨が盛り込まれている。	<p>(1)のご意見について 平成27年度に推計した結果、本県の0歳から17歳までの子どもの相対的貧困率が29.9%であることが明らかになりました。ご指摘の数値は、その後実施した小中学生または高校生を対象としたアンケート調査による困窮世帯の割合と考えられますが、対象者が異なっていることから、子どもの相対的貧困率とは別の数値として取り扱っております。</p> <p>(2)のご意見について 子供の居場所は、子どもの過ごせる場所を確保したうえで、管理者の監督の下、学習支援、キャリア支援、食事支援などのうち、全部又は一部を実施するものであり、同居場所を利用する児童生徒に対する支援を行っております。</p> <p>いただいたご意見の趣旨については、要望している制度に既に趣旨が盛り込まれていることから、追記・修正はしないこととさせていただきます。</p> <p>(3)のご意見について ご意見のとおり、経済的な困窮を抱える世帯は、社会的な孤立や生活上の困難、家庭で子どもと接するゆとりが持てないなどの問題を抱えていることが多く、子どもの生活面へ影響を与えていることが指摘されております。</p> <p>いただいたご意見の趣旨については、要望している制度に既に趣旨が盛り込まれていることから、追記・修正はしないこととさせていただきます。</p> <p>(4)のご意見について ご意見のとおり、困難を有する子ども達に対して、福祉・教育等の関係機関が連携して支援を行っていくことが重要であり、子どもの貧困対策の推進にあたっては、引き続き、関係機関が連携し取り</p>	子ども生活 福祉部

		<p>とから、P46の「制度概要」に孤立対策や遊び型非行対策も盛り込んで（明文化）いただくとともに、「現状・課題」の説明にも、同様の内容の課題説明を明記していただきたいです。</p> <p>(4)子供の貧困問題は、子育て・福祉のみならず、教育行政とも綿密に連携をとる必要がございます。現在は組織や所管の違いにより子どもたちの情報等を含めて福祉行政と教育行政の現場レベルでなかなか連携が取れていないことが子供の貧困問題を解決するためのひとつの壁となっていることから、「子育て・福祉」の項目と、「人材育成」の項目において、「子育て・福祉と教育の連携」という文言を明文化する必要があります。必ず明文化していただきたいです。</p>	<p>①現在要望している制度に文言等を新たに反映</p>	<p>組んでまいります。</p> <p>いただいたご意見の趣旨については、「沖縄の子どもの未来を創造する総合支援制度」に既に趣旨が盛り込まれていることから、追記・修正はしないこととさせていただきます。</p> <p>また、沖縄県におきましては、子供の貧困対策について学校を「学校プラットフォーム」と位置づけ、すべての子どもに学力を保障し、自己肯定感を高める取組を行いながら支援を要する児童生徒を早期発見し、福祉へつなげていけるよう連携して取り組んでおります。ご意見の通り、今回の制度提言「学校教育の充実及び安全・安心な学校づくりのための総合支援制度」の中で「教育と福祉との連携」の文言を追記したいと考えております。</p>	教育庁
23	II 制度提言 (P8~P224)	<p>沖縄らしいSDGs推進特区</p> <p>(1)一次エネルギー自給率の低い本県において、地産地消が可能なクリーンエネルギーの水溶性天然ガスの開発から有効活用に向けた取組の追加</p> <p>(2)水溶性天然ガス付随かん水からヨウ素を生産することで新たな輸出産業及び雇用の創出に向けた取組の追加</p> <p>(3)東海岸サンライズベルトの発展戦略の一つとして、水溶性天然ガス付随かん水を温泉として利活用することによる、付加価値のある観光施設、宿泊施設、温浴施設及び福祉施設等の誘致・拡充に向けた取組の追加</p> <p>(4)水溶性天然ガスを用いたガス発電による自立型施設を上記③と併設、若しくは上記③本施設を組み入れた施設とすることで観光・地域防災拠点づくりを推進し、自然災害（停電等）に強いまちづくりに向けた取組の追加</p>	<p>②要望している制度に既に反映又は趣旨が盛り込まれている。</p>	<p>水溶性天然ガスは、クリーンなエネルギーとして高く評価されているものと認識しています。</p> <p>本制度は、ESGを意識した経営を行い、沖縄県内において本業としてSDGsを推進する事業を営む企業を対象とし、SDGsの達成に寄与するものであること及び沖縄の政策課題の解決を図るために有効かつ適切なものであること等、一定の要件を満たす事業について、知事等の認定を受けた場合に税・財政上の優遇措置を講じる内容としています。</p> <p>本制度は、対象とする取組が広範囲に及ぶため、その一つひとつを明示いたしておりませんが、ご意見のある取組については、本制度が想定する取組に含まれるものと考えています。</p>	企画部



			(5)水溶性天然ガス及び付随かん水の温泉熱を利活用した新たな農業促進（スマートアグリ構築）に向けた取組の追加 （空調管理、冬季の農業ハウス施設加温、マンゴー追熟等に利用） (6)既設温泉井における空中放散天然ガスの有効利用による低炭素社会の実現に向けた取組の追加 (7)水溶性天然ガス付随かん水を活用した新たな商品開発に向けた取組の追加			
24	II 制度提言（P8～P224）	エネルギー安定供給支援制度	(1)一次エネルギー自給率の低い本県において、地産地消が可能なクリーンエネルギーの水溶性天然ガスの開発から有効活用に向けた取組の追加 (2)付随かん水を温泉として利活用した施設に水溶性天然ガスを用いたガス発電による自立型施設を併設、若しくは組み入れた施設とすることで観光・地域防災拠点づくりを推進し、自然災害（停電等）に強いまちづくりに向けた取組の追加 (3)水溶性天然ガス及び付随かん水の温泉熱を利活用した新たな農業促進（スマートアグリ構築）に向けた取組の追加 （空調管理、冬季の農業ハウス施設加温、マンゴー追熟等に利用） (4)既設温泉井における空中放散天然ガスの有効利用による低炭素社会の実現に向けた取組の追加	②要望している制度に既に反映又は趣旨が盛り込まれている。	(1)、(2)、(3)、(4)のご意見に関して、本制度提言に「水溶性天然ガス活用設備（坑井、ガス供給設備、ガス発電設備等）に係る財政支援及び固定資産税の軽減措置」、「水溶性天然ガス生産に係る石油石炭税の免除措置」、「沖縄振興特別措置法への国や地方公共団体のガス（天然ガス、LPガス）供給事業の安定的かつ適正な供給の確保に寄与すると認められる整備に対する援助の努力義務に関する規定の追加」を盛り込みます。水質汚濁防止法関連のご意見に関しては、No28と同内容となります。 付随かん水の利活用に関する支援については、坑井やガス分離用配管設備等に係る財政支援及び固定資産税の軽減措置を盛り込みます。（天然ガス放散による環境への影響等を踏まえ、ヨウ素や温泉活用のみでの支援は盛り込みません。）	商工労働部
25	II 制度提言（P8～P224）	産業高度化・事業拡大促進地域	(1)水溶性天然ガス付随かん水からヨウ素を生産することで新たな輸出産業及び雇用の創出に向けた取組の追加 (2)水溶性天然ガス付随かん水を活用した新たな商品	④その他	ヨウ素の生産が製造業に該当する場合は、本制度を活用することにより、左記の取組に寄与するものと考えます。	商工労働部

			開発に向けた取組の追加			
26	Ⅱ 制度提 言 (P8～P 224)	観光地形 成促進地 域制度の 継続・拡 充	(1)東海岸サンライズベルトの発展戦略の一つとして、水溶性天然ガス付随かん水を温泉として利活用することによる、付加価値のある観光施設、宿泊施設、温浴施設及び福祉施設等の誘致・拡充に向けた取組の追加  (2)水溶性天然ガスを用いたガス発電による自立型施設を上記③と併設、若しくは上記③に本施設を組み入れた施設とすることで観光・地域防災拠点づくりを推進し、自然災害（停電等）に強いまちづくりに向けた取組の追加。	④その他	(1)のご意見について 現行の観光地形成促進地域制度において、民間事業者が設置する温泉を活用した施設は、制度の対象となる特定民間観光関連施設（休養施設（温泉保養施設））の条件を満たす場合は、税制優遇を活用することが出来ます。沖縄県としては、対象施設を整備する民間事業者に対して、引き続き制度の活用を促して参ります。  (2)のご意見について 現行の観光地形成促進地域制度において、ご意見にあるような設備が制度の対象となっている特定民間観光関連施設（休養施設（温泉保養施設））を構成する設備である場合は、税制優遇を活用することが出来ます。	文化観光ス ポーツ部
27	Ⅱ 制度提 言 (P8～P 224)	沖縄型農 業共済・ 耐候性施 設導入整 備支援制 度	水溶性天然ガス及び付随かん水の温泉熱を利活用した新たな農業促進（スマートアグリ構築）に向けた取組の追加（空調管理、冬季の農業ハウス施設加温、マングロー追熟等に利用）	②要望して いる制度に 既に反映又 は趣旨が盛 り込まれて いる。	現在、沖縄振興推進特別交付金を活用して取り組んでいる「災害に強い高機能型栽培施設の導入推進事業」において、空調管理や加温を含めた環境制御設備等を備えた強化型耐候性施設（園芸施設）の整備が可能となっており、当該制度でも引き続き支援対象になると考えております。	農林水産部
28	Ⅲその他	—	持続可能な地下資源開発推進に向けた包括的支援制度の創設【新規】 資源の大部分を県外に依存している本県において、本県の地下に埋蔵している沖縄の宝である地下資源、水溶性天然ガス開発における天然ガス及びそれに付随するかん水（ヨウ素、温泉、温泉熱等）を利活用することは、環境に配慮した持続可能な地産地消型の沖縄独自のエネルギーミックスの実現に寄与するととも	④その他	以下のとおり、(1)、(3)、(4)に関する措置を『エネルギー安定供給支援制度』に盛り込み、(2)については、別途検討を進めることといたします。  (1)及び(3)①のご意見について 『エネルギー安定供給支援制度』に水溶性天然ガス活用設備（坑井、ガス供給設備、ガス発電設備等）に係る国の現行補助制度の補助率嵩上げ（一律補助率8/10）、現行補助の対象とならない設備に	商工労働部

に、新規産業の創出や他分野への幅広貢献により、新規雇用の創出が期待できることから、その開発及び利活用に係る設備等に対し国の財政支援、固定資産税及び石油石炭税の軽減措置等の支援制度の追加を要望する。

(1) 財政特例

県産水溶性天然ガス資源の開発及び活用設備等導入補助

(2) 規制緩和

① 一律排水基準「ほう素及びその化合物」の暫定排水基準値への新規業種【水溶性天然ガス鉱業及び水溶性天然ガス汲み上げに付随する塩水を原料とする無機化学工業製品製造業（ヨウ素を製造するものに限る。）】を追加し、排水基準値を別に定める。

② 上乗せ排水基準値「化学的酸素要求量（COD）及び生物化学的酸素要求量（BOD）」への新規業種【水溶性天然ガス鉱業及び水溶性天然ガス汲み上げに付随する塩水を原料とする無機化学工業製品製造業（ヨウ素を製造するものに限る。）】を追加し、排水基準値を別に定める。

(3) 税制優遇措置

① 県産水溶性天然ガス及び付随かん水（ヨウ素、温泉、温泉熱等）活用設備に係る固定資産税の軽減措置及び減収補填

② 県産水溶性天然ガス生産に係る石油石炭税の免除措置

(4) 沖縄振興特別措置への規定追加

① 持続可能な地下資源開発推進に向けた適正な利活用に係る規定の追加

② 国や地方公共団体の水溶性天然ガス及びその付随

に対する財政支援及び固定資産税の軽減措置の提言を盛り込んでいます。

付随かん水の利活用に関する支援については、坑井やガス分離用配管設備等に係る国の現行補助制度の補助率嵩上げ（一律補助率8/10）、現行補助の対象とならない設備に対する財政支援及び固定資産税の軽減措置の提言を盛り込んでいます。（天然ガス放散による環境への影響等を踏まえ、ヨウ素や温泉活用のみでの支援は盛り込んでおりません。）

(2)のご意見について

特定事業場から公共用水域に排出される排水については、水質汚濁防止法3条第1項により環境省令で全国一律の排水基準が定められております。

したがって、本県の特定水域のみ一律排水基準を別に定めることは困難であると考えておりますが、制度上可能か国に確認のうえ、検討してまいります。

本県は、島嶼県であり環境容量が小さく環境負荷に対して脆弱であることから、水質を含む生活環境の維持が重要であると考えております。上乗せ排水基準の追加設定につきましては、他自治体の状況等を確認しながら検討していきたいと考えております。

(3)②のご意見について

県産水溶性天然ガスに係る石油石炭税の免除措置は制度に盛り込まれています。

(4)のご意見について

『エネルギー安定供給支援制度』の提言に、沖縄振興特別措置法への「ガスの安定的かつ適正な供給の確保」に関する規定の追加を盛り込んでおり、水溶性天然ガスは当該規定に含まれています。



			かん水（ヨウ素、温泉、温泉熱等）の安定的かつ持続可能な供給の確保に寄与すると認められる整備に対する必要な資金の確保その他の援助の努力義務規定を追加		
29	II 制度提言（P8～P224）	地球温暖化対策の更なる推進（革新的技術の導入拡大及び電気自動車の普及拡大への支援措置）	<p>【本制度全般について】</p> <p>本制度趣旨について賛同する。</p> <p>沖縄においては原子力がなく電源のゼロエミ化は時間がかかるものの、将来の全県的なエネルギーのゼロエミ化に向けた基盤整備として、需要側の電化を並行して進めておくことが重要であり、運輸等の非電力部分のエネルギー転換（電化、水素化）によるCO2排出削減のため、以下の取組みをして頂きたい。</p> <p>①充電インフラ、水素ステーションの整備 充電インフラ、水素ステーションへの補助を行い、EV、FCV普及の後押しを図る。</p> <p>②公用車等のEV、FCV導入 率先事例として、自治体等の公用車においてEV、FCVの導入を図る</p>	<p>②要望している制度に既に反映又は趣旨が盛り込まれている。</p> <p>①、③の意見にあります水素の利用促進につきましては、地球温暖化対策の更なる推進中の革新的技術に含まれていると考えており、水素ステーションの整備やFCVの導入等に係る財政支援等を求めていくこととしております。</p> <p>②については、県が率先して公用車の転換を図ることは重要な取組であることから、導入拡大に取り組んでまいります。</p> <p>2については、現在、作成中のエネルギーアクションプランにおいて、再エネで発電した電気の自家消費を促すため、エコキュートの昼間運転による活用が例示されており、その普及は温暖化対策に寄与するものと考えております。エコキュートは既に全国で700万台導入（一般財団法人ヒートポンプ・蓄熱センター）されており、一定の導入規模を有していることから、昼間運転の活用方法を啓発す</p>	環境部

		<p>③EV、FCVの購入補助</p> <p>低炭素車両に対する、補助金・免税措置などのインセンティブを与え普及を図る</p> <p>【2. 地球温暖化対策の更なる推進（革新的技術の導入拡大及び電気自動車の普及拡大への支援措置）について】</p> <p>太陽光等再エネ設備を有する事業者又は個人について、ヒートポンプ給湯機（エコキュート）への財政支援を追加していただきたい。</p> <p>また、当該事業者又は個人が太陽光等再エネ設備を有しない場合においても、ヒートポンプ給湯機の負荷制御機器としての活用により系統全体の再エネの効率的利用等に資することが期待されることから、ヒートポンプ給湯機導入への財政支援を追加していただきたい。</p>		<p>るとともに、国に財政支援を求める中でエコキュートの導入補助についても検討したいと考えます。</p>	
30	II 制度提 言（P8～P 224）	<p>電力の安定的かつ適正な供給の確保に係る措置</p> <p>電力の安定的かつ適正な供給の確保に係る措置（固定資産税の特例措置および発電用石炭・LNGに係る石油石炭税の免税）については、沖縄振興特別措置法等に基づき講じられている。</p> <p>これらの特別措置に基づく減免額については原価から控除され、電気料金の低廉化を通じて県民に還元されているところ。</p> <p>沖縄の電気事業における構造的不利性等の克服は事業者の自助努力のみでは限界があることから、これまで税制上の特別措置等が講じられている。</p> <p>これらの税制特別措置等は、沖縄における電気事業の構造的不利性に変化はない中、沖縄における県民生活の向上や産業振興のために今後も必要であると認識している。</p>	<p>②要望している制度に既に反映又は趣旨が盛り込まれている。</p>	<p>本制度は安定供給の観点からも、現時点では、石炭やLNGに頼らざるを得ない状況であり、電気料金の上昇抑制のためにも、当面の間は必要な制度と考えております。</p>	商工労働部

			については、中間報告案に記載のとおり、当該措置の制度延長に向けて提言いただきたい。			
31	Ⅲその他	一	県内の業界は認証工場は1000社余の認可された認証工場があり、その中で、自社工場で車両検査場を保有する事業者は約500事業所である。残りの500社は小規模の形態で大変厳しい経営環境におかれている。これらの観点から、沖縄県内における自動車の検査についての総合的な検討をして、沖縄独自の制度創設をし、ユーザーの自動車の安全運行と適正な整備による公害防止に寄与するとともに県内における自動車整備業の健全な経営を促進し、業界の福利・厚生に寄与するために提言するものである。	④その他	自動車検査制度は、道路運送車両法で規定されているものであり、運用は国において体系的に実施されております。同制度は、全国と比較し、沖縄の特殊性がみいだせないため、特例制度の創設は困難であると考えております。なお、国土交通省によると、ユーザーが義務として負う自動車検査・点検整備における選択肢を確保するため、ユーザー車検も必要があるとしております。	企画部
32	Ⅱ 制度提言 (P8～P224)	電力の安定的かつ適正な供給の確保に係る措置	県民生活を守る上で、電力の安定供給は平常時に加えて災害時の供給確保も重要である、国も災害に備えて国土強靱化計画を推進しており、沖縄においても電力供給の強靱化に取り組む必要があると考える。 「制度提言に関する要望事項」 既存の提言書の中の「電力の安定的かつ適正な供給の確保に係る措置」の中に、以下の安定供給に係る措置を盛り込んで頂きたい。 2. 電力供給の強靱化対策への財政支援を創設する。 【新規】	②要望している制度に既に反映又は趣旨が盛り込まれている。	再生可能エネルギーの活用については、別途要望している「エネルギー安定供給支援制度」に盛り込んでおります。 独立系統の沖縄県における電力系統の強靱化については、策定中の沖縄県エネルギービジョン2020（仮称）の基本目標として「エネルギーの自立分散化」を掲げており、同制度を活用して、地域マイクログリッドのような再生可能エネルギーを活用した安定供給とレジリエンス強化を推進してまいります。	商工労働部
33	Ⅱ 制度提言 (P8～P224)	駐留軍活動への環境管理対策の強化	1. 前提条件の拡大 提案された規定（1）では「米軍活動に起因して環境に影響を及ぼす可能性がある事故の発生」が前提になっている。しかし、この規定の条件は実情にあっていない。2016年から沖縄県内で問題になっている有機	④その他	1について 嘉手納飛行場及び普天間飛行場の周辺の地下水等から検出されているPFOS等の問題も含まれていることが分かるよう制度概要欄の内容を変更します。	環境部

フッ素化合物（PFAS）の問題は突発的な事故が問題になっているわけではない。基地内で蓄積された土壤汚染、地下水汚染が滲出して県民の生活空間に被害が生じているのが現状である。この規定条件を、現状を鑑みること、および米国本土の情報を積極的に入手することにより今後起こりうる事態の可能性を想定し、より広範囲に規定する必要がある。

## 2. 対応費の財政支援・補償

(2) も環境調査の実施経費だけでなく、沖縄県企業局がPFAS除去の対応として設置した活性炭フィルター費（当初1億7000万円＋年間3億円）などのように汚染の除去や対応に関する費用を補償として要求することも必要である（また、水の配給のような現物支給も可能性として挙げることも必要ではないか）。

2020年度に厚生労働省や環境省のPFOS・PFOAが目標値を設定したが、対処に関しては沖縄県や自治体の負担のみである。現に、普天間基地由来と考えられる宜野湾市で発生しているPFAS汚染では、市が安全を確保するためにわかたけ児童公園の土壤を撤去したが、市の責任や費用で実施されている。高濃度のPFASが検出されている大山湿地の農業も、安心して農業ができるように、米国での国防権限法案等を参考に、補償や安全な水の確保といった対処について、国に求めることを要求項目に含ませることを提案する。また、調査費には、沖縄市サッカー場のドラム缶の調査で沖縄市が実施したクロスチェックのような透明性を保持する監視的調査や専門家雇用の経費等に使えるような、沖縄県の自主性で運用できる費用も含ませることが必要と考える。

## 3. 環境問題から健康・公衆衛生問題への拡張

## 2及び3について

提言の趣旨は、環境汚染等が発生した場合に、基地提供者である国が基地内外の環境調査、浄化等の実施主体となることや、汚染物質等の漏出を懸念し地元自治体が環境調査等を行った場合に国へ財政支援を求めるものです。対象となる調査・対策等については、環境汚染等の状況などを踏まえ、判断されるものと考えております。

なお、嘉手納飛行場については、過去の費用補償を含め問題の早期解決に向け、引き続き粘り強く国及び米軍に働きかけて参ります。

			<p>沖縄県はPFASに関する環境面でのデータは蓄積してきた一方、公衆衛生問題での展開はしていない。制度の提言の必要性の部分で、「県民の健康被害の防止を図る観点から」ということを掲げているならば、疫学調査などの実施も急務であると考え。2019年の京都大学の調査で明らかになった、有害物質が県民の体内で蓄積されている事実をふまえ、バイオモニタリング等の事業を沖縄県や自治体を実施できることを可能とする財政支援を要求するべきであると考え。</p>			
34	II 制度提言 (P8~P224)	<p>跡地利用推進法の延長及び改正</p>	<p>1. 2012年改正の特措法の不備の是正 (支障除去の部分)</p> <p>1) 手続き部分</p> <p>2012年の特措法では、跡地全体の「支障除去」を実施することにはなったことは評価できる。しかし、この法の実際の運用では、調査や対応に関する透明性や説明責任が担保できていないので、その不備を改善することが延長や改正の際に必要である。大前提として、返還合意されている土地とはいえ、土地の返還過程が日米政府の発表を起点に行われ、返還という戦後責任・処理の問題であるにも関わらず、スケジュール等の対応で沖縄側が振り回される制度になっていること、沖縄県は異議を唱えるべきであると考え。2016年の北部訓練場過半の返還では、10月に返還が発表され、12月に返還というスケジュールであり、その短期間の中で返還実施計画の発表、首長への意見聴取などが行われる拙速な返還前の政策が遂行された。また、改正法では跡地全体を対象としたにもかかわらず、森林という土地の特殊性はあるにせよ、世界自然遺産登録推薦にあわせるという政治的スケジュールの</p>	<p>②要望している制度に既に反映又は趣旨が盛り込まれている。</p>	<p>駐留軍用地の返還に伴う支障除去は、国の責任により行うべきものであり、その手続きは適切に行われるべきものであると考えております。</p> <p>また、県としましても、支障除去措置の調査項目の追加、土地の引き渡し後に発見される廃棄物及び土壌汚染等の措置について課題があると考えており、制度の拡充を求めてまいります。</p>	企画部

理由で、日本政府は限定的な調査を実施した。結局、期間限定で実施された除去措置の積み残しに関しては、西普天間住宅地区や、北部訓練場過半の返還地では引き渡し前に「協定書」を締結するなど、政治的スケジュールありきの支障除去は問題が多いので整理して改正を要求すべきである。また、支障除去に関しては、拠点返還地の場合は協議会が設置されるが、それ以外の部分は公の組織が制度的に設置されないことも透明性の保持としては問題であるので、市民の参加も含めた組織の設置など、その面からの改正も必要である。

## 2) 汚染物質項目

汚染物質の項目立てなどについても国内法では全くカバーできないので、米国のスーパーファンド法や、国防権限法案にひもづけて適用することを要求することも提案する（随時、沖縄県のガイドラインも改定することが必要と思われる）。

## 2. 法施行前の返還地問題

法施行前に引き渡された土地から問題が発生した場合が近年多発しているが（沖縄市サッカー場、北谷町上勢頭、読谷村飛行場跡地）、県の案どおり法の対象とすることを強く要望する。また、これまでの事例で米軍由来であるかないかの証明で市町村の負担が重くなっていることも問題である。これも戦後処理・責任の問題であるので、米軍基地の存在自体が由来である時には（黙認耕作地なども含め）沖縄側の負担なく、速やかに国が対応することを要求すべきであると考え。既に返還された土地でも、新たに問題となる有害物質問題については遡って調査できるような仕組みも必要と考える（西普天間のPFAS問題等）

35	I 総論 (P1~P6)	—	<p>1. 「沖縄振興」についての整理と評価の説明が不十分であると考え。提案された制度の妥当性と優先順位が記載されていない。</p> <p>他府県では、「振興」制度がなくても行われている取り組みが、沖縄県では「沖縄振興」の枠組みで行われてきており、今回の「制度提言」も同様の傾向がみられる。(例えば、SDGsの取り組み、自然環境の保全再生支援など)。米軍施設の集中や観光立県という沖縄県の特別な状況は確かにあるが、他府県の制度との比較という視点をもって、「沖縄振興」についての整理と評価がまず記載されるべきであり、それを踏まえての制度提案があるべきだと考える。そうすれば、「沖縄振興」の枠組みにおいて提案されるべき制度とそうでない制度がより明確になり、また提案された制度のなかでも優先順位が明確になるといえる。</p> <p>2. 「やさしい社会」「しなやかな自立経済」等の表現がみられるが、具体的な指標や数値目標の記述が伴う必要がある。また「日本経済成長の牽引役としての役割をはたしていくことが求められている」という表現が何箇所か見られるが、具体的な説明が必要である。</p> <p>また「アジアのダイナミズム」との表現があるが、東アジアでは政治的状況が緊張化しているのが事実であり、それを踏まえてアジアのダイナミズムとどう向き合うか、連動するか、という主旨の記述が必要である。</p>	④その他	<p>1について</p> <p>県では、令和4年度から始まる新たな沖縄振興においても、沖縄21世紀ビジョンで示された県民が望む将来象の実現と固有課題の克服に向けた振興策を展開していくこととしております。</p> <p>しかしながら、沖縄の抱える特殊事情※などから、全国一律の制度の下では、展開する施策の効果が十分に発揮できない場合があります。</p> <p>このため、沖縄の実態に即して十分な施策の効果が発揮できるよう、既存制度の要件等の変更や法規制の緩和を求めていくとともに、既存の制度では対応できない施策については、制度の創設を要望していくこととしています。</p> <p>※ 沖縄の特殊事情</p> <p>歴史的事情 (苛烈な戦禍、27年にわたり我が国の施政権外)</p> <p>地理的事情 (広大な海域、多数の離島が点在、本土から遠隔)</p> <p>自然的事情 (我が国でも希な亜熱帯地域、台風常襲地帯)</p> <p>社会的事情 (在日米軍専用施設・区域の集中)</p> <p>2について</p> <p>新たな沖縄振興に向けて、具体的な指標や数値目標については、新たな振興計画の策定を進めるなかで検討していくこととしております。</p> <p>また、国が昨年7月に公表した「経済財政運営と改革の基本方針2020」の中で、「沖縄が日本の経済成長の牽引役となるよう、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進する」と記載されており、県といたしましても期待に応えることができるよう全力で取り組んで参ります。</p> <p>昨年3月に有識者等により策定された「新沖縄発展戦略：新たな振興計画に向けた提言」では、新たな振興計画の検討に向けた中・長期的な観点からの重要な政策事項の申し送りがなされており、申</p>	企画部
----	--------------	---	--	------	---	-----



					し送り事項のひとつとして、成長著しいアジアをはじめ海外に市場を求めて展開する必要性や「アジアのダイナミズムを取り込む臨空・臨港都市の形成と県土構造の再編」が記載されております。 これらを踏まえ、令和4年度から始まる新たな沖縄振興においても、沖縄21世紀ビジョンで示された県民が望む将来象の実現と固有課題の克服に向けた振興策を展開していく予定です。	
36	II 制度提言 (P8~P224)	自然環境の保全再生支援制度	沖縄における自然環境の保全再生は、米軍基地や訓練場の存在や運用と密接に関連している部分がある。その事実を踏まえ、反映させる形で同制度の内容は記載されるべきである。	②要望している制度に既に反映又は趣旨が盛り込まれている。	本制度提案により、努力規定から義務規定へと強化されることから、自然環境の保全・再生に関する対策の強化が図られるものと考えております。	環境部
37	II 制度提言 (P8~P224)	国立自然博物館の設立	このような大きなプロジェクトは特別な予算枠が必要であり、その意味ではこの制度が「沖縄振興」の枠組みで提案されたことは重要であるとする。国際的な研究拠点としての位置付けだとしているが、環境保護の関心や必要生が高まる現在において、従来通りの「研究」のみを中心とした機関では不十分である。求められているのは、保護、保全の機能をも含めた機関であり、提案された国立自然博物館に保護、保全の機能を備える必要があることも記載すべきだと考える。 さらに、保護、保全の機能を備えるには、沖縄において、博物館の設立にむけた取り組みとともに、国際的レベルの環境保護保全活動が同時進行で行われる必要があり、そのことについても博物設立の枠組みで行われるよう記載されるべきだと考える。	②要望している制度に既に反映又は趣旨が盛り込まれている。	国立自然史博物館は、自然史科学の研究、標本の収集・整理・保管、研究成果を活用した展示・教育・普及の機能を想定しており、自然環境の保全に関する教育等の啓発機能も兼ねるものと考えております。ご意見の点については、今後、計画が進むなかで検討が進められるものと考えております。	環境部
38	II 制度提言	駐留軍活動	米軍の活動に対しての環境管理対策の強化は、沖縄	④その他	既存の土壌汚染等の事例も含まれていることが分かるよう制度概	環境部



<p>言 (P8～P224)</p>	<p>動への環境管理対策の強化</p>	<p>県と他の駐留軍活動が行われている都道府県のみにおいて必要であり、その意味ではこの制度が「沖縄振興」の枠組みで提案されたことは重要であると考え。一方、「米軍活動に起因して環境に影響を及ぼす可能性がある事故が発生」「米軍活動に起因する土壌汚染等環境問題が発生した場合」などの表現が使われているが、土壌汚染などすでに発生しており、その対応が不十分であることをきちんと記載し、すでに生じている影響にも適用される法制度であることを明確に記載すべきだと考える。また、環境管理対策について米軍、日本政府、沖縄県が議論する場をこの制度内で設立すべきであると考え。さらに環境管理対策に、地元のシンクタンクや企業が優先的に取り組めるようにすること、そのためにシンクタンクや企業の調査能力や対策技術を図る取り組みも同制度内で確立すべきだと考える。</p>		<p>要欄の内容を変更します。</p> <p>環境管理対策の議論の場の設立については、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会等を通じ引き続き日米両政府へ求めてまいります。</p>	
<p>39 IIIその他</p>	<p>一</p>	<p>【観光産業振興に関わる制度提案全体について】 総合的にみて、観光客の増加による環境への負荷についての議論が欠落している。その議論を行わずに「ソフトパワーを生かした持続可能な発展」「観光産業の多様化と付加価値化」「国際的なクルーズ拠点の形成」「海洋政策、ブルーエコノミー」「自然環境・生物多様性の国際拠点」「世界に誇れる環境モデル地域の形成」を目指すことは意味がないと考える。</p>	<p>③制度要望 は行わず新たな振興計画での対応を検討。</p>	<p>沖縄県としても、ご意見にあるような観光による諸問題の存在は認識しているところです。</p> <p>本県ではこれまで、自然環境と共存する沖縄型エコツーリズムを推進するため、人材育成や普及啓発活動等の各種事業を実施してまいりましたが、近年では、交通渋滞や騒音、ゴミの問題等といった県民生活への悪影響、自然・文化資源の保全に関する懸念など、新たな課題への対応が求められております。</p> <p>これらの課題への対応と世界から選ばれる持続可能な観光地の形成を目指す沖縄県としては、環境に配慮した観光振興によって、「県民」、「観光客」、「事業者（観光産業）」、「自然環境を含む観光資源」のそれぞれの満足度を向上させ、その状態を継続し、最終的には県民生活の質の向上に寄与するものとなるような「持続可能な観光」に取り組んでまいります。</p>	<p>文化観光スポーツ部</p>

				また、次期振興計画においては、観光客を受け入れる地域コミュニティの満足度等も重要な指標の一つとして位置づけ、今後の観光に関する施策を実施してまいります。	
40	Ⅲその他	一	<p>【「平和」に関わる制度提案について】</p> <p>提案された制度において、沖縄の核ともいえる「平和」というテーマと結びつく制度が非常に少なく、残念に思う。基地問題、戦後処理問題に関わる制度だけではなく、人材育成に関わる制度、観光産業振興に関わる制度、首里城復興に関わる制度も「平和」というテーマと結びつけることが必要だと考える。</p>	<p>③制度要望 は行わず新たな振興計画での対応を検討。</p> <p>（ご意見の内、人材育成に関する部分） 沖繩戦の実相の継承や平和の発信については、「平和交流の拠点」という役割を目指して各種施策に取り組んでおり、新たな振興計画においても引き続き対応していきたいと考えております。</p> <p>（ご意見の内、観光産業振興に関する部分） 戦後75年が経過し、戦争の風化が叫ばれる中、沖繩戦の悲惨な実相や教訓を正しく後世に継承することは重要なことであります。</p> <p>県教育委員会としましては、平和教育を県の教育の主要な施策と位置づけており、各教科や道徳の時間はもとより、慰霊の日に向けた特設授業を展開するなど、学校の教育活動全体を通して行っております。</p> <p>これまでの取組として、戦争体験者等の講話や戦跡巡り、生徒たちが演劇を通して学ぶ体験的学習、沖繩戦を特集した新聞記事を用いた学び合いなどがあります。</p> <p>また、今年度は、タブレットを用いて一人ひとりが調べ学習を行い、平和について考える授業や、体験者による講話を、各クラスへライブ配信するなどの工夫を行った学校もあります。</p> <p>今後とも、児童生徒が、戦争の悲惨さや平和の大切さを忘れることのないよう、平和教育を推進して参ります。</p> <p>（ご意見の内、観光産業振興に関する部分） 本県への修学旅行の多くが平和学習を実施しており、県ではさらなる平和学習の推進に向けて、関係者との協議会の実施や学校への事前・事後学習支援、学校関係者等への模擬体験の提供等、各種取組を実施しているところです。</p>	<p>子ども生活福祉部</p> <p>教育庁</p> <p>文化観光スポーツ部</p>

				②要望している制度に既に反映又は趣旨が盛り込まれている。	(ご意見の内、首里城復興に関する部分) 首里城復興推進制度は、首里城復興基本方針を踏まえた施策を推進するための制度であり、その基本方針において『平和を希求する「沖縄のこころ」の発信』と記載しており、いただいた意見の趣旨がすでに盛り込まれていると考えております。	知事公室 土木建築部
41	Ⅲその他	一	「本土でも導入が少ない沖縄市に立地している県内中小企業が事業展開している廃食油を原料とした発電事業の国による同事業採算確認に基づくFIT価格(固定価格)の改定・増額」を求める制度の創設。	④その他	バイオマス発電の固定価格買取制度に対する意見があったことを国へ伝えるとともに、増額改定が可能か国と意見交換を行ってまいります。 なお、バイオマスを含めた再生可能エネルギー活用設備の導入に係る支援に関しては、「エネルギー安定供給支援制度」に財政支援を盛り込みます。	環境部 商工労働部
42	Ⅱ制度提言(P8~P224)	跡地利用 推進法の 延長及び 改正	沖縄のように基地が一般市街地として広範囲に存在するところは本土にはなく、広い基地跡地開発のための総合的的制度や法律は残念ながら無い。全てを失った沖縄戦・日本復帰前の異国支配の不幸な歴史を考えると「基地跡地利用整備公社」のような公的な機関をつくり、かつて大田知事時代にあった国際都市形成構想のような総合的計画が必要であるとする。 つまり、細かな制度提言でなく、具体性のあるランドデザイン・ビジョンをつくり、それを実現するために必要な制度・法律をつくることが重要であるとする。 私たちはかつて、国際都市形成構想の際、基地跡地の4カ国の国際コンペに参加し、沖縄本島中南部のランドデザインや各基地跡地利用計画をつくった。そして今、私たちは2024年もしくはそれ以降に返還されるキャンプキンザーの跡地計画をつくっている。たた	③制度要望は行わず新たな振興計画での対応を検討	返還が予定されている大規模な駐留軍用地跡地は、今後の本県の振興・発展の貴重な空間であり、その跡地利用は都市開発や交通インフラの体系的な整備など、長きにわたる米軍基地の存在により歪んだ都市構造を再編する好機であると考えております。 そのため、県としましては、新たな振興計画に「駐留軍用地跡地の有効利用による県土構造の再編」を位置づけるとともに、その実現に向けて必要な制度を要望して参りたいと考えております。	企画部

			き台であるがたとえばこんな跡地利用計画を具体化・実現化するための「制度は何か」を検討することが今、求められているのではないかと思う。			
43	Ⅱ 制度提言 (P8~P224)	地球温暖化対策の更なる推進（革新的技術の導入拡大及び電気自動車の普及拡大への支援措置）	神奈川県等で実施されている太陽光発電の共同購入事業があります。沖縄県でも似たような仕組みを展開することで、県全体の脱炭素社会構築の促進につながると思いましたので提言いたします。	③制度要望は行わず新たな振興計画での対応を検討。	県においても、現在、策定作業中の沖縄県地球温暖化対策実行計画において、2050年の長期目標を温室効果ガス排出実施ゼロとして設定することとしており、その達成に向けて、様々な施策を行っていくことを検討しております。ご提案内容について、実施の可能性について調査していきたいと考えています。	環境部
44	Ⅲ その他	一	<p>1 『長寿県復活を目指す沖縄NMNプロジェクトによる製造業振興制度』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沖縄産NMN原料開発の為の設備投資費用を援助する制度の創設</li> <li>・ NMN原料を使用した商品化拡大の為に県のご指導で沖縄県メーカーへの案内、県外・海外メーカーへの宣伝・案内の支援</li> </ul> <p>2 『商品開発の為の産学研究／特許と機能性表示食品開発制度』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成分特許や機能性表皮食品のシステムティックレビューは県の財産です。これらの取得の為の研究費は県内の中小企業では困難であるため、知的財産権の取得の支援制度の創設。</li> </ul>	③制度要望は行わず新たな振興計画での対応を検討。	<p>1 及び 2 について</p> <p>原料開発のための設備投資については、中小企業の経営基盤強化及び創業に必要な機械設備を導入する際に融資する機械類貸与事業等、産業支援機関の各種支援メニューにより対応可能と考えております。</p> <p>機能性表示食品の開発支援については、県内のものづくり企業を対象に産学連携等による互いのシーズや強みを活かしながら、沖縄の地域資源や地理的特性を活かした付加価値の高い製品開発について支援しており、新たな技術による新製品等が完成した場合には、特許等の知的財産権の取得についても併せて促進しております。</p> <p>また、県では、沖縄県健康産業協議会が実施する健康食品のブランド認証制度への支援と、県産素材の機能性に関するエビデンス調査に取り組んでおります。その中で有望と思われる素材・成分について、ヒト介入試験および研究レビュー（システムティックレ</p>	商工労働部

3 『商品を軸とした沖縄型越境ECプラットフォーム開発制度』  
・沖縄県が支援して沖縄型越境ECプラットフォームを作り、沖縄の国際物流と越境EC物流を推進する事で数年後には沖縄県物産の出口として大きなマーケットに育てるための支援制度の創設

ビュー)の作成等を行っており、調査結果については県内企業へ情報発信をしております。引き続き、県産素材を活用した付加価値の高い製品開発を支援してまいりたいと考えております。

### 3について

これまでの県内事業者に対する海外展開支援としては、海外現地における実店舗での取組への支援が主であったが、昨今は世界各地でのインターネットやスマートフォンの普及、決済方法の簡素化、FacebookやTwitter等のソーシャルメディアの普及、移動通信技術の向上などにより、消費者の生活環境が大きく変化していき、世界中でのB to Cを中心とするEC市場の大きな成長が見込まれるため、海外向けの電子商取引、越境ECによる海外展開へのがますます重要となることから、沖縄県としても県内事業者の海外各国向け越境ECに関する支援を進め、新たな商流、物流の構築を進めてまいります。